

「市場化テスト」の手引き

～ 地方公共団体における 公共サービス改革の推進 ～

I. 地方公共団体を取り巻く環境の変化

なぜ今「市場化テスト」なのか？

- 地方公共団体を取り巻く動き
 - ➡ 公共サービスに対する住民ニーズの多様化
 - ➡ ひっ迫する地方財政
 - ➡ 団塊世代職員の大量退職
- これまで進めてきた行政改革
 - ➡ 市町村合併、情報化の推進、行政評価の取組、民間活用の推進（アウトソーシング、指定管理者制度、PFI など）
- 公共サービスの改革
 - ➡ これまでの行革手法では不十分であった面をカバー

透明かつ公正な競争の確保
コスト削減と公共サービスの質の維持・向上

⇒ 市場化テスト

II. 市場化テストとは

市場化テストとは

- ➡ 官の世界に競争原理を導入し、官における仕事の流れや公共サービスの提供の在り方を変えるものです。
- ➡ 具体的には、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質と価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みになっています。
- ➡ 米国、英国、豪州などで既に実施され、経費削減のみならず、質の向上の面でも、サービス提供時間の短縮化などの効果をあげています。
- ➡ 「市場化テスト」という用語は、1990年代に英国政府で実施されていた官民競争入札の名称であった“market testing”もしくは“market test”の邦訳といわれています。

(注)「市場化テスト」の明確な定義はありませんが、このパンフレットでは、官民競争型の「市場化テスト」(狭義の市場化テスト)を中心に整理しています。なお、民間提案型の「市場化テスト」についても参考事例として取り上げています。

公共サービス改革法の制定

- ➡ 国および地方の財政は依然厳しい状況にある中で、これまで政府が大きな役割を果たしてきた制度について見直し、行政部門の徹底した効率化、経費削減を通じた「簡素で効率的な政府」を実現することが求められています。
- ➡ このような要請を受け、公共の仕事に競争原理を導入し、より良いサービスを提供しようという発想のもと、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下、「公共サービス改革法」という）が平成18年7月7日に施行されました。

この法律により「市場化テスト」の手法が明らかになり、「法律の特例」の適用が必要でない業務については、地方自治法等に基づき地方公共団体の判断で官民競争入札等を実施できるよう整理されました。

	地方公共団体が実施する 「官民競争入札」	地方公共団体が実施する 「民間競争入札」
法律の特例あり (特定公共サービス)	本法で規定	本法で規定
法律の特例なし	現行の地方自治法等において 対応可能	現行の地方自治法等において 対応可能

- ➡ 公共サービスの実施を民間委託する場合に、法律上の制約があるものについては、公共サービス改革法で「法律の特例」を規定しています。
- ➡ 「法律の特例」を適用する必要があるサービスを、「特定公共サービス」と言い、現在、地方公共団体関連の業務では窓口6業務があります。

- ①戸籍謄本等の交付の請求の受付および引渡し
- ②納税証明書の交付の請求の受付および引渡し
- ③外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- ④住民票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- ⑤戸籍の附票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- ⑥印鑑登録証明書の交付の請求の受付および引渡し

- ➡ 国は、地方公共団体の要望等を踏まえ、民間委託を可能とするための「法律の特例」を定めることや、法令解釈の明確化など、環境整備を図ります。

公共サービス改革法の趣旨・理念

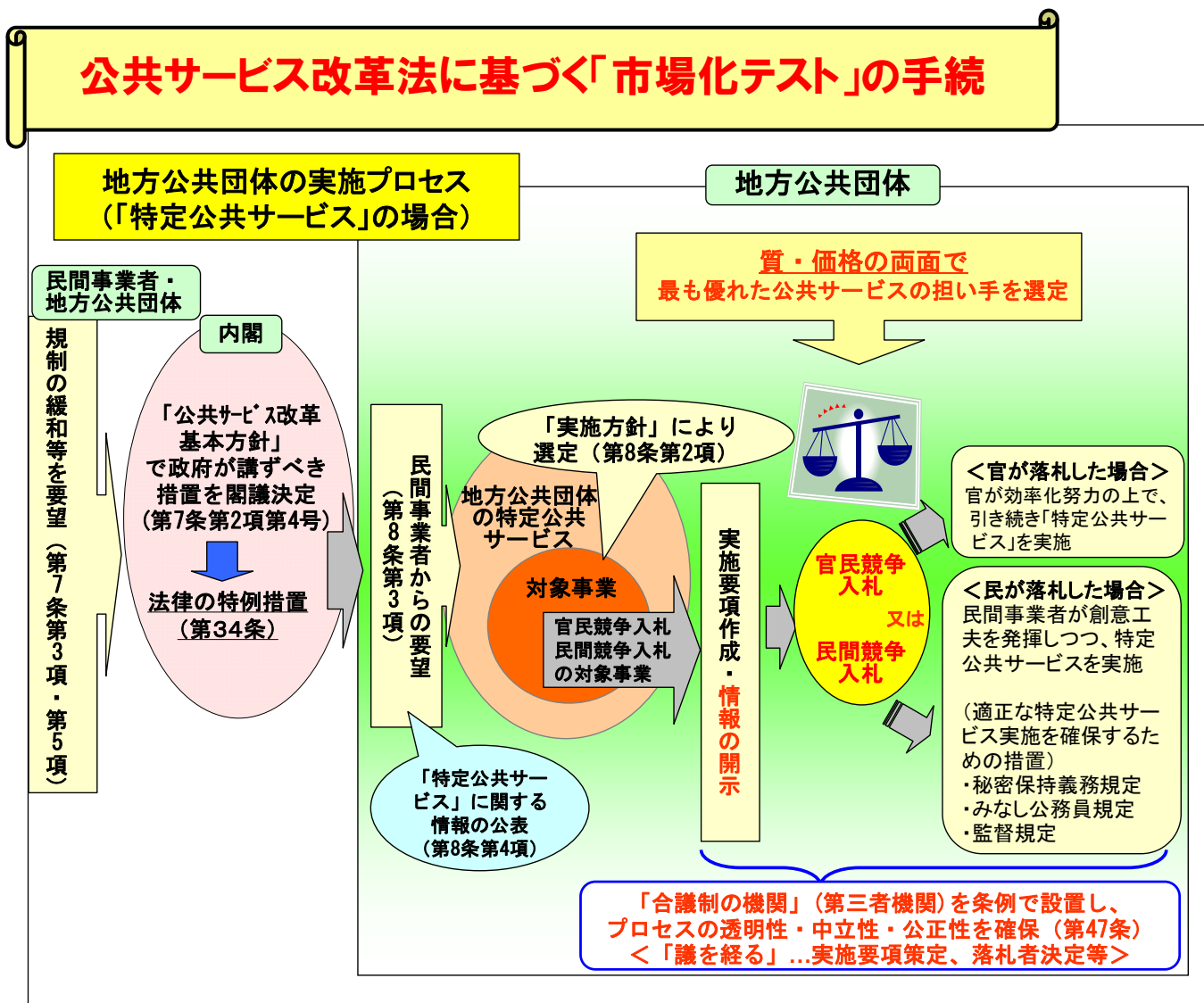
「簡素で効率的な政府」を実現する観点から

- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化するために
- 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進するものです。
- 具体的には、
 - ◇ 透明かつ公正な競争の確保
(官民競争入札・民間競争入札の実施、第三者機関の設置)
 - ◇ コスト削減に加え、サービスの質の維持・向上を重視
(民間事業者の創意工夫の反映、総合評価方式の導入)

することにより、公共サービスの改革を行います。

他方で、不要な公共サービスは廃止します。

Ⅲ. 地方公共団体における市場化テスト



＜民間事業者が公共サービスを担うための法律上の措置＞

- ①法律の特例……………公務員が行うとされていた行政サービスも市場化テストの対象となります。（法第34条）
- ②秘密保持義務規定…民間事業者、従事者に対し守秘義務を課し、違反した者に対しては罰則が適用されます。（法第25条第1項）
- ③みなし公務員規定…民間人であっても、公共サービスに従事する者については刑法その他の罰則（賄賂罪、公務執行妨害罪、職務強要罪など）が適用されます。（法第25条第2項）
- ④監督規定……………民間事業者に対し報告を求め、必要に応じ立入検査等を行います。（法第28条で準用する第26条、第27条）

「公共サービス改革基本方針」における決定事項等 (地方公共団体における「市場化テスト」導入の環境整備)

1. 窓口関連業務

- 6つの文書（住民票の写し、戸籍謄本など）の交付について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務について、公共サービス改革法に「法律の特例」（特定公共サービス）を創設
 - 都道府県による旅券の交付、警察による車庫証明の交付等について、申請の受付、文書の引渡しに関する事務を民間委託できることを明確化
 - 登録・届出及びこれに伴う証明書の交付など24事項について、市町村の適正な管理の下にあれば、申請の受付、文書の引渡しに加え、端末操作、台帳への記載、書類の作成など審査・決定以外の事務についても民間委託できることを明確化
- ・戸籍謄抄本等の交付 ・地方税法に基づく納税証明書の交付 ・外国人登録原票記載事項証明書等の交付 ・住民票の写し等の交付 ・戸籍の附票の写しの交付 ・印鑑登録証明書の交付
・住民異動届 ・印鑑登録申請 ・住居表示証明書の交付 ・戸籍の届出
・転入(転居)者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知 ・埋葬・火葬許可
・国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付
・老人医療関係の各種届出書・申請書の受付及び受給者証等の交付
・介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付
・国民年金被保険者の資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理
・妊娠届の受付及び母子健康手帳の交付 ・飼い犬の登録 ・狂犬病予防注射済票の交付
・児童手当の各種請求書・届出書の受付 ・精神障害者保健福祉手帳の交付(市町村の経由事務)
・身体障害者手帳の交付(市町村の経由事務) ・療育手帳の交付業務(市町村の経由事務)
・自動車臨時運行許可に関する業務

2. 徴収関連業務

- 次の公金の徴収関連業務（電話・文書等による自主的納付の勧奨、居所不明者の住所の調査業務等）について、民間委託を行うことができる範囲の明確化や先進事例の周知を実施
- ① 地方税、② 国民健康保険料等、③ 公営住宅の滞納家賃、④ 公立病院の医業未収金

3. 公物管理関連業務

- 次の施設の維持管理業務について、地方公共団体の判断に基づき円滑・適切な民間委託が実施できるよう、手引きの作成・公表、先進事例の周知などを実施
- ① 水道施設、② 工業用水道施設、③ 下水道関連施設

4. 統計調査関連業務

- 地方公共団体が実施する次の統計調査関連業務について、民間開放を推進
- ① 総務省所管の指定統計調査（科学技術研究調査を除く）
② 文部科学省所管の指定統計調査

「市場化テスト」に関する地方公共団体の取組状況

平成20年6月現在

- 法に基づく「市場化テスト」(特定公共サービスを対象とした民間競争入札)を実施している事例
 - 長野県南牧村（野辺山出張所の窓口業務）

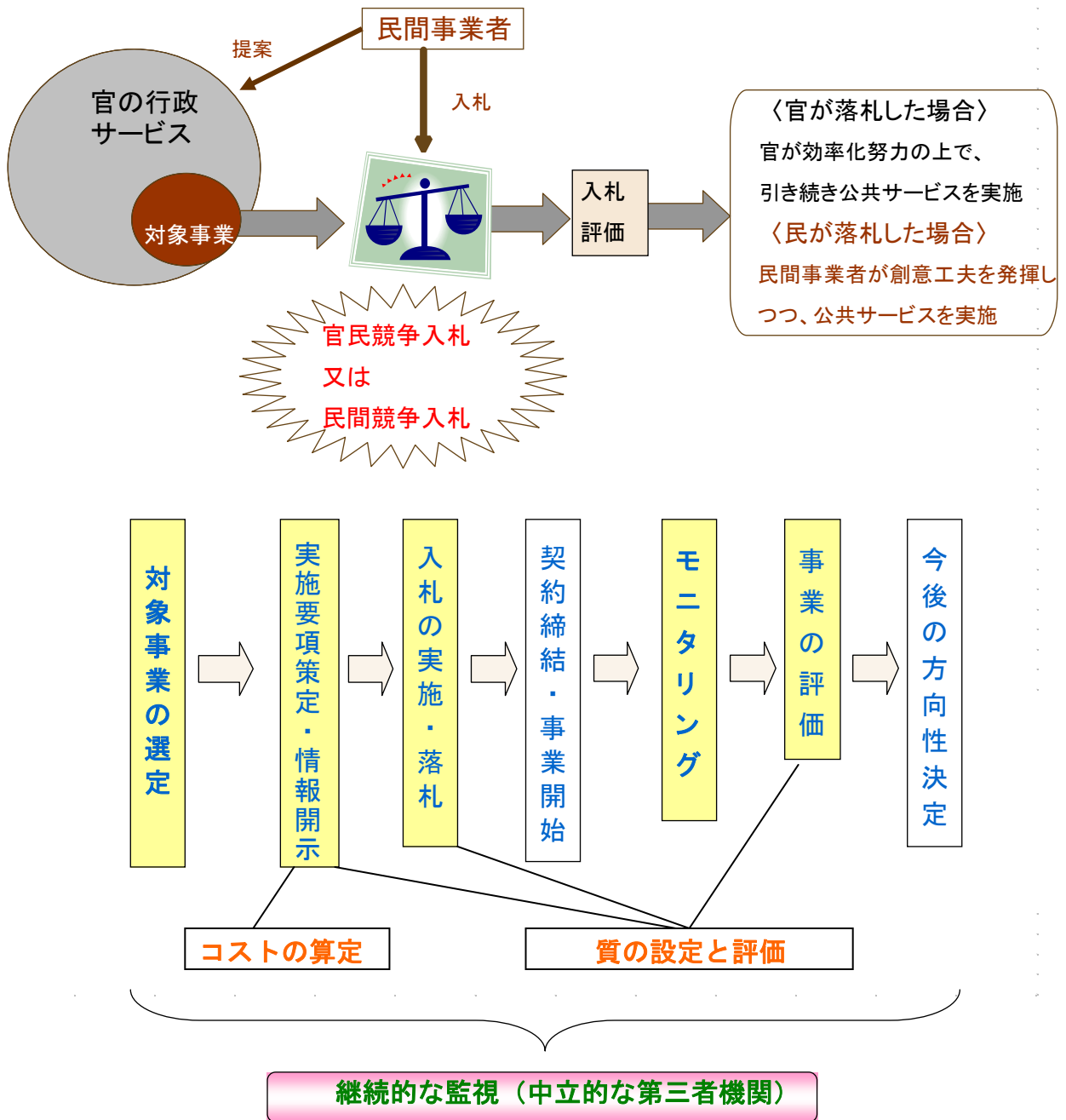
- 法に示す手続きに準じ、官民競争型「市場化テスト」を実施している事例
 - 東京都（都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練業務）
 - 愛知県（県自治研修所職員研修業務、県旅券センター旅券申請窓口）
 - 和歌山県（県庁南別館管理運営業務）
 - 岡山県（職員公舎等管理業務）
 - 岩手県奥州市（水道止水栓開閉栓業務）
 - 岡山県倉敷市（車両維持管理業務）

- 法に示す手続を参考にして、各地方公共団体版「市場化テスト」と称して、民間提案型「市場化テスト」を実施している事例
 - 北海道（庁舎の受付案内業務、法人二税に係る業務、旅券業務、道路等パトロール業務）
 - 大阪府（大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務）
 - 熊本県（くまもと県民交流館・NPO活動支援業務、県立農業大学校給食委託事業）

- 手法については、現段階では確定しているものではないが、「市場化テスト」の実施に向け、条例、ガイドライン等を策定している事例
 - 宮城県丸森町（丸森町における公共サービス改革の推進に関する条例）
 - 東京都足立区（足立区における公共サービス改革の推進に関する条例）
 - 神奈川県横浜市（提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン）
 - 静岡県浜松市（浜松型市場化テストの導入に向けての基本指針）
 - 岐阜県多治見市（多治見市市場化テストガイドライン（基本指針））

IV. 市場化テスト導入にあたっての留意事項

「市場化テスト」の手続きの流れ



(1) 対象事業の選定について

対象事業の選定は、「市場化テスト」の導入を検討するうえで第一に直面する課題です。

地方公共団体における「市場化テスト」の導入にあたっては、官民競争入札等を実施する効果を検討するだけでなく、対象事業の選定から事業実施後の評価と見直しまでを含めたプロセス全体を通して公共サービスの見直しを図っていくことが重要です。

既存の事例では、以下のような方法がとられています。

- ① 全事務事業を棚卸の上、廃止、官民競争入札、民間競争入札を決定
【具体例】：倉敷市、多治見市（ガイドライン策定）
- ② 地方公共団体が特定の公共サービスを選定する方法
【具体例】：和歌山県
- ③ ①の作業を前提に、民間企業からの提案によって、官民競争入札等の検討を行う方法
【具体例】：愛知県

(2) 公共サービスの質の設定と評価について

「市場化テスト」を実施するにあたっては、民間事業者が創意工夫を発揮しつつ公共サービスを提供できるよう、公共サービスを実施するうえでの作業手順や方法を細かく指定するのではなく、最終的に提供されることとなる公共サービスの「質」を、実施要項において事前にわかりやすい形で設定して示すことが求められます。

また、設定された質が達成されたかどうかを確認するとともに公共サービスの見直し等を行うため、事業期間終了後に評価をしっかりと行うことが必要です。

地方公共団体の「市場化テスト」における質の設定例

	業務概要	確保すべき質の設定
東京都	都立技術専門学校(職業能力開発校)における求職者向け公共職業訓練	①東京都職業訓練基準に記載の技能到達水準を満たすこと ②訓練修了後3ヶ月間の就職率70%以上を目標とし、訓練及び就職支援体制を整えること。
愛知県	旅券申請窓口業務	・終了時間:午後5時30分までに、受理した書類全てを県に引き渡し業務終了 ・1 申請書あたりの平均処理時間:県が定めるサービス基準(約5分) ・誤審査率:(現在の実績と同程度)月間2%以内
	自治研修所職員研修業務	・受講者数:各研修につき定員の90%以上 ・受講者の評価:80%以上の受講者が「理解できた」「内容・水準は適当」「講師の指導が効果的」「研修成果を職場で実践したい」などの評価

(3) 官のコストの算定について

「市場化テスト」における官のコストを考えるにあたっては、官民競争入札等の実施にあたっての官のコストの正確な把握と官民間の公平な比較が必要なことから、事前情報の開示において、官民競争入札等の結果としてのコスト面の効率化や官民間の入札額の公平な比較を説明できるようにすべきです。

また、官のコストにおいては、通常民間ではコストとして入札額に含める費目はどのように処理されており、入札にあたってはどう扱われるのかといった点が明確でなく民間事業者にとってわかりにくい面があるので、官のコストの算出にあたっては、対象公共サービスの官民間の情報の非対称性をできるだけ事前に取り除くように努めることが必要です。

コストの算定のための指針等

- 「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」
(平成18年12月官民競争入札等監理委員会決定、平成20年1月30日一部修正)
- 「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」
(平成18年12月官民競争入札等監理委員会決定)
- 「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」
－「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」－
(平成13年3月総務省自治財政局)

(4) モニタリングについて

契約を締結し、事業が開始されると、発注者である地方公共団体は、公共サービスが適切に提供されているかについて、事業実施期間中、絶えずチェックをする必要があります。このチェックを一般的に「モニタリング」と称しています。

従来から、地方公共団体において、仕様発注による業務委託については、仕様書どおりに実施しているかを中心にチェック（モニタリング）されていますが、「市場化テスト」では、民間事業者の創意工夫により、行政サービスの「質」を維持向上しているかを中心にモニタリングすることが非常に重要です。

なお、公共サービス改革法では、監督等に関する規定を定めていますが、モニタリングについての具体的な手法については定められていないので、以下の点に留意して実施してください。

モニタリングに関する留意点

- ・モニタリング状況の把握、情報の開示
- ・モニタリングとの関連で考えておくべき質の設定
- ・モニタリングの主体、手法
- ・官民競争入札の場合のモニタリングの手法
- ・効果的・合理的なモニタリングの導入
- ・モニタリングの改善方策
- ・問題が確認された場合の対応方法
- ・契約上の位置づけ、盛り込めないものの位置付け
- ・契約になじまないものの取り扱い（運用で可能なものかどうか）
- ・モニタリングの趣旨・目的の明確化

(5) 官民競争型「市場化テスト」について

官民競争入札を行う場合、これまで入札の対象となる公共サービスを担ってきた官が、競争に参加する役割のみならず、担い手の選定の役割も果たすこととなります。このため、前段階での官と民間事業者等との間の情報格差の排除や選定段階での透明性・公平性の確保など、従来の入札にはなかった問題に対応する必要性が生じてきます。

官と民が共通の条件下で公正かつ透明な競争を行うための手続を示している公共サービス改革法を参考にして、官民競争入札を実施した、先進事例（東京都、愛知県、和歌山県、岡山県、倉敷市）を検証すると、官民競争型「市場化テスト」の特徴は以下のとおり整理できます。

官民競争型「市場化テスト」の特徴

- ① 質の維持向上及び経費の削減
- ② 民間事業者の創意工夫の反映
- ③ 競争性の確保
- ④ 情報の開示
- ⑤ 第三者機関によるチェック

また、官民競争入札導入の意義や実施上の留意点として以下の点があげられます。

官民競争入札導入の意義

① 公共サービスへの競争環境の導入

官民が総合評価方式による入札により、互いに業務改善に努め創意工夫を重ねるため、官民どちらが落札しても、質・コストの両面での改善が期待できます。

② 民間開放・民間活用の一手法

公共サービス提供主体の再検討となり、官民の創意工夫が反映され、質の維持向上と経費削減が同時に図られ、第三者機関によるチェックが制度上規定されており透明性が高くなります。

③ 制度導入に向けた検証としてのモデル的取組

④ ビジネスチャンスの拡大

官民競争入札実施上の留意点

① 業務範囲の設定

② 民間事業者に対し公務員と同等の守秘義務を課す必要性

③ 確保されるべき質の設定と評価方法

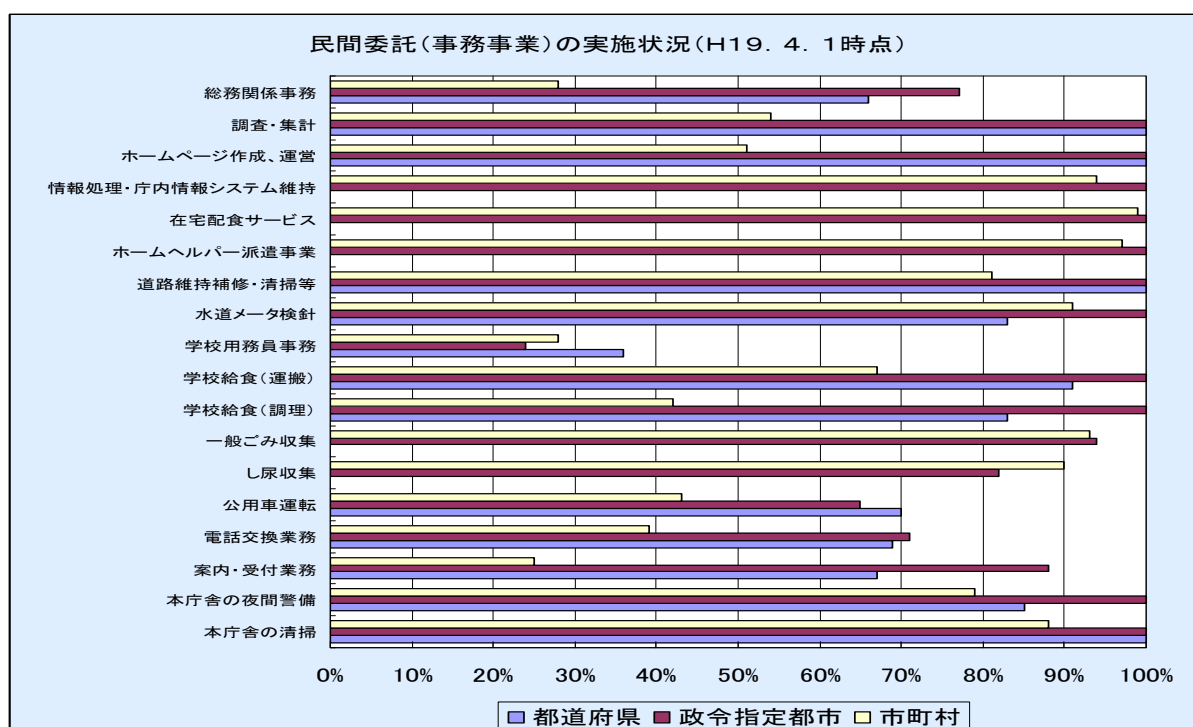
④ コストの算定

⑤ 入札時の情報遮断措置等実施プロセスの透明性・公平性の確保

V. 参考資料

地方公共団体における民間委託の実施状況

- わが国の地方公共団体では、既に多くの業務において民間への委託が実施されています。また、公共サービスへの民間活力を導入するための仕組みも複数用意されています（市場化テスト、PFI、指定管理者制度等）。



英国・米国における「市場化テスト」

- ➡ 英国では、サッチャー（保守党）政権において、肥大化した地方政府のコスト削減を目的として、地方政府の公共サービスの提供に「市場化テスト」が導入されました。
- ➡ 1980年に導入された「強制競争入札(Compulsory Competitive Tendering : CCT)」は、地方政府が法により特定された公共サービスを提供する際には官民競争入札を義務付けるという徹底したものでした。この結果、官の業務の見直しが進むとともに、民間委託される業務分野が段階的に拡大し、コスト削減が図られました。

時期	英国における強制競争入札(CCT)の対象分野
1980	建築請負、公共建築物維持管理、道路維持管理(2万5千£超)、5万£超の下水建設
1988	ごみ収集、公共建築物清掃、道路清掃、学校給食、社会福祉施設給食、その他施設給食、公用車維持管理、グランド維持管理
1989	スポーツ・レジャー施設維持管理
1994	路上駐車場(パーキングメーター)管理、施設保安、公営住宅維持管理、法律関連事務、建築設計、不動産関連事務
1995	情報処理、財政、人事※

※注)法定されたものの、全面实施には移されていない

出典：稲沢克祐著「自治体の市場化テスト」学陽書房（2006.6）

- ➡ 1997年に保守党から労働党のブレア政権に代わり、CCTの強制的側面は廃止されましたが、「バリュー・フォー・マネー」という考え方のもと、公共サービスのコスト削減のみならず、質の維持・向上を図っています。
- ➡ 米国においては、1980年代後半からインディアナポリス市などの自治体で、独自に官民競争入札制度を作ったり、既存の公共調達の様式の中で、実務的に公的主体の現業部門も競争入札に参加したりする手法で、市場化テストが実施され、コストの削減と質の向上に貢献しています。

官民競争入札等監理委員会

「公共サービス改革法」においては、競争の導入による公共サービスの改革の実施過程について、その透明性、中立性および公正性を確保するため、官民競争入札等監理委員会を内閣府に設置しています。

★官民競争入札等監理委員会の権能

- 公共サービス改革基本方針の案の議を経ること
- 官民競争入札実施要項等の議を経ること
- 官民競争入札の落札者の決定に係る評価の議を経ること
- 前記の事務等に係る報告の徴収、勧告等 など

★ 地方公共サービス部会について

地方公共団体等からの意見聴取をするとともに、地方公共団体における「市場化テスト」導入等に関する審議を行うため、官民競争入札等監理委員会に地方公共サービス部会を設置しています。詳細は、下記URLを参照してください。

<http://www5.cao.go.jp/kanmin/kaisai/bukai/bukai.html#chihou>

連絡先 および 関連リンク

連絡先

内閣府 公共サービス改革推進室

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

電話 03-5501-1661 (直通)

FAX 03-3508-2801

○内閣府（公共サービス改革推進室）では、地方公共団体・民間事業者等からの意見聴取、地方公共団体が「市場化テスト」の取組を可能とするための環境整備（「公共サービス改革基本方針」の作成等）、地方公共団体との研究会の開催など、「市場化テスト」に関する地方公共団体の取組支援、普及・啓発等を行っています。詳細については、下記URLを参照してください。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

○さらに詳しい情報が必要な方は、『地方公共団体における「市場化テスト」導入の環境整備に向けての調査報告書』（平成20年3月作成）を参照して下さい。

<http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/index.html>